

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 5、議案第 4 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、高嶋君。

町長公室長（高嶋 好弘）

おはようございます。

議案第 4 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

多度津町議会会議規則第 126 条に全員協議会を規定したことに伴いまして、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 4 条の別表第 2 に、全員協議会を加えることとする改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

2 ページをお願いします。

新旧対照表の新しい欄で、別表第 2 第 4 条関係の表をご覧ください。

区分の委員会、金額 2 千円の下欄に、全員協議会と 2 千円をそれぞれ追加し、改めようとするものでございます。

1 ページをお願いします。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成 24 年 12 月 18 日から適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明をさせていただきました。

よろしくご審議、賜りますようお願い致します。